

## 九州地方知事会「特別決議」に関する 提言活動について

### 1 提言項目

#### 第 151 回 九州地方知事会議 特別決議

- 地方創生の推進について
- 地方財政に関する諸課題への対応について
- 九州・山口地域の産業政策について
- 九州・山口地域の地方創生に向けた社会資本整備等について
- 大規模広域災害に備えた防災・減災対策等について
- 国際スポーツ大会の開催や事前キャンプ誘致に対する支援等について

### 2 実施日

6月6日(水)～8日(金)

### 3 対応者

九州地方知事会長 大分県知事 広瀬 勝貞

### 4 提言先

内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、自民党本部等に対する提言活動を予定していますが、日程等については、現在、調整中です。

※ 現地取材を希望される場合は、6月5日(火)までに、大分県東京事務所あて連絡をお願いします。

※ なお、提言先の都合で取材等ができない場合もありますので、ご了承ください。

(連絡先) 大分県東京事務所 行政課 担当 小野  
電話 03-6862-8787  
090-5753-7754 (公用携帯)  
E-mail [ono-katsuya@pref.oita.lg.jp](mailto:ono-katsuya@pref.oita.lg.jp)

#### ○問い合わせ先

大分県総務部行政企画課  
(九州地方知事会事務局) 上城、平田  
T E L 097-506-2480、2481



# 第151回 九州地方知事会議 特別決議

(提言活動； 6 / 6 (水)～8 (金)予定)

## <決議項目>

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| ①地方創生の推進                     | P 2  |
| ②地方財政に関する諸課題への対応             | P 7  |
| ③九州・山口地域の産業政策                | P 11 |
| ④九州・山口地域の地方創生に向けた社会資本整備等     | P 17 |
| ⑤大規模広域災害に備えた防災・減災対策等         | P 21 |
| ⑥国際スポーツ大会の開催や事前キャンプ誘致に対する支援等 | P 27 |

## 地方創生の推進について

九州・山口地域は、かねてより「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって、地域全体の発展につながる取組を進めている。

人口減少・少子高齢化が最大の課題となる中、国と地方が総力を結集して地方創生に向けた取組を加速させていくことが求められている。

この国家的課題に対して、九州・山口地域は、合計特殊出生率が高く、人口移動の約半分が圏域内にとどまるという強みを持っている。また、合計特殊出生率はすべての県において全国平均を上回っており、全国上位10県のうち7県を九州・山口地域で占めている。加えて、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も有している。

我々は、これらの特性を活かし日本の創生をこの地から先導する決意のもと、27年10月に「九州創生アクションプラン」を策定し、しごとの場づくりや働き方改革、教育環境づくり、出産や子育て支援、安心安全な暮らしづくりなど、官民連携した取組を強力に推進している。

特に、観光振興については、九州観光推進機構を設立し、アジアを中心に積極的なプロモーション等を展開してきた。その結果、昨年の九州・山口地域からの入国外国人は6年連続で過去最高を更新する等、大きな成果を挙げ、アジアの成長と活力を呼び込む玄関口「ゲートウェイ九州」としての存在感を高めている。

国においては、人口減少・少子高齢化をできる限り緩やかにし、地方への人の流れを本格化させるため、構造的課題の解決に主体的に取り組むなど、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた具体的な政策の実現を強力に推進するとともに、「地方版総合戦略」や「九州創生アクションプラン」の実現に向けた地方の取組を支援するよう求める。

## 1 構造的課題の解決に向けた取組の強化

### (1) 東京一極集中の是正

人口減少や地方の疲弊の原因と言われ、我が国の構造的課題となっている東京一極集中は、地方創生の取組が進められている中でも歯止めがかからず、むしろ加速している。速やかにこれを是正するため、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の地方移転や移住定住政策の加速など、地方への新しいひとの流れをつくる取組を強力に推進すること。

特に、大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方への大学移転を促進する特別な財政措置を講じるとともに、東京圏の学生等の地方への還流を促す関連施策の充実を図ること。

また、中央省庁の地方移転については、「政府関係機関移転基本方針」等に沿って、移転が真に地方創生に資するものとなるよう、国が責任を持って必要な環境整備を行うなど、具体的な取組を早急かつ円滑に進めること。研究機関・研修機関等についても、「地方移転に関する年次プラン」に基づく取組を着実に進めること。

### (2) 少子化対策の抜本的な強化

若い世代の希望を叶えるため、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に対応した切れ目ない支援に取り組むに当たって必要な安定的・恒久的な財源を措置し、総合的な少子化対策を強化すること。

特に、国が最優先課題と位置付けている待機児童問題の解消に向け、保育所の整備や保育士の確保等、保育の量的・質的充実を図るとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止し、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

### **(3) 「人づくり革命」への対応**

昨年12月に閣議決定された「新たな経済政策パッケージ」においては、「人づくり革命」として、幼児教育や高等教育の無償化などが掲げられているが、地方への影響も大きいことから、その意見を聞きながら進めること。

特に、安定的な産業人材の確保に向け、大学における若者の地元定着のためのCOC+（プラス）事業をはじめ、地域内の進学者確保やリカレント教育に取り組む大学を支援する私立大学等改革総合支援事業等、高等教育改革に向けた取組を強化すること。

### **(4) 地方でのしごとの場づくりに向けた取組の強化**

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能等の移転や、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、企業の拠点の地方分散、研究開発や設備投資に対する支援等、地方でのしごとの場づくりに向けた取組を強化すること。

また、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進めるためにも、過疎・離島等の条件不利地域におけるICT基盤整備等の支援策を拡充すること。

### **(5) 社会資本の地域間格差の是正**

地方創生の推進は、地域間競争の側面もあることから、その前提となる社会資本の地域間格差の是正が必要である。そのため、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」の実現を図るとともに、地方の基幹的公共インフラを早期に整備すること。

### **(6) 九州地域へのIR導入**

地方へのIR導入は、新たな人の流れや雇用を創出するまたとない機会であることから、各地域における理解を前提として地方創生に資するIR導入を進めること。

特に、九州はアジアに近く、上質な温泉地や豊かな自然のほか、多様な文化、歴史など魅力的な観光資源がコンパクトにまとまった地域であることから、地方への導入の最適地である九州地域へのIR導入を行うこと。

なお、制度構築にあたっては、ギャンブル依存症等の弊害への対策を講ずるなど、健全性や安全性が十分確保される制度とすること。

### **(7)「明治150年」以降の次世代への継承事業の推進**

「明治150年」関連施策によって得られた成果を生かし、一過性のものとすることなく、明治以降の歩みを次世代に継承する施策を推進すること。

また、地方が実施するこれらの取組に対し、財政措置や支援を行うこと。

## **2 地方創生に資する地方分権改革等の推進**

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。また、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることに鑑み、地方公共団体が行う事務処理の自主性及び自立性を十分に尊重すること。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

## **3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現に向けた財源の確保**

各地方公共団体において、平成31年度までを対象期間とする「地方版創生総合戦略」を着実に推進できるよう、自由度の高い財源を十分な規模で継続的に確保すること。

特に、地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組を進めて、事業の円滑実施を図ること。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）をさらに拡充するとともに、それとは別に地方創生推進交付金等に係る地方負担に対する地方財政措置を適切に講ずること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞



## 地方財政に関する諸課題への対応について

地方が自らの責任において少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、地方創生を推進していくためには、地方税財源の充実と安定確保が不可欠である。

しかしながら、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、地方一般財源総額の確保は平成30年度までしか示されていない状況である。

現在、国において「骨太方針2018」策定に向けて、基礎的財政収支(PB)黒字化目標の達成時期見直しや、歳出改革に向けた取組の加速・拡大の議論が進められているが、平成31年度以降の地方の安定財源についても、地方財政に関する諸課題を踏まえた十分な配慮が必要である。

各種政策の成果を、地域の隅々にまで行き渡らせるためには、国と地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかなければならず、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

### 1 地方一般財源総額の確保

社会保障関係費の増嵩や公共施設等の老朽化対策、大規模な災害に備えた防災・減災対策など、地方の財政需要が年々増加する中、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成31年度以降についても、継続的に確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。

さらに、地方交付税の予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、地方交付税法定率の引上げも含めた交付税総額の安定的な確保を図り、臨時財政対策債に頼らない財務体質を目指すこと。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう留意すること。

加えて、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じた重要課題に対応できるよう、まち・ひと・しごとの創生を進めるための事業費を地方財政計画に適切に計上すること。

## **2 地方の基金残高の増加に係る対応**

地方は金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないため、景気の動向による法人関係税等の変動や人口減少等による収支減、公共施設等の老朽化対策、災害、社会保障関係経費の増大など、将来の歳入減少や歳出増加への備えについては、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかない。そのため、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置を行わないこと。

## **3 社会保障と税の一体改革に対応した地方税財源の拡充**

### **(1) 社会保障制度改革に伴う税財源の確保**

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で定められた社会保障制度改革に当たっては、地方と十分に協議を行い、その意見を反映させるとともに、改革の実現に要する安定的な財源を確保すること。

特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、消費税率10%への引上げの際には8%時と同様、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

また、消費税率10%引上げ時の軽減税率制度の導入にあたっては、地方の減収分を代替税財源等により確実に措置するなど、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

なお、消費税率10%への引上げに伴い、「人づくり革命」として、これまでの社会保障制度を全世代型へと改革すること等を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されているが、地方の果たす役割が大きいことから、具体化に当たっては地方の意見を十分に聞きながら進めること。

## **(2) 社会保障制度の充実**

国民健康保険制度は、社会保障及び国民皆保険を支える重要な基盤である。平成30年4月から財政運営の都道府県単位化が開始されたところであるが、将来にわたって、国民皆保険が堅持されるよう、今後の国民健康保険事業の運営状況を検証しつつ、地方と協議しながら国定率負担の引上げ等の財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

その上で、持続可能な医療保険制度の構築のため、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化についても、本格的な検討を行うこと。

## **(3) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築**

平成30年度与党税制改正大綱において、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされているが、その検討に当たっては、地域間の財政力格差が拡大している現状を踏まえ、実効性のある偏在是正措置とすること。

## **(4) 車体課税の見直しに伴う代替税財源の確保**

車体課税の見直しについては、平成28年度税制改正において、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入することとされたが、環境性能割で確保できない減収分については、地方財政に影響を与えないよう、地方財政計画において確実に措置すること。

また、自動車の保有に係る税負担の軽減については、平成29年度与党税制改正大綱において、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされているが、その検討を行う場合には、自動車ユーザーの負担軽減等の観点も踏まえつつ、自動車税が都道府県の基幹税であることや、車体課税に係る地方税収はエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、具体的な代替

税財源の確保を前提とすること。

#### **4 森林吸収源対策に係る税制度の円滑な実施**

森林吸収源対策については、平成30年度与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設や、県と市町村の役割分担に応じた配分などの方向性が示された。

今後は、新設予定の森林環境譲与税（仮称）の使途に関し、九州・山口地域の8県を含め、既に37府県が超過課税を財源として、多様な森林整備を実施してきたこれまでの取組成果を踏まえ、地方独自の取組に影響を与えないよう、都道府県の役割も考慮して、十分配慮すること。

また、市町村の事業実施体制の確保等が進むよう、必要な助言や十分な説明を行うなど、制度の円滑な実施に向けた調整に努めること。

#### **5 ゴルフ場利用税の堅持**

ゴルフ場利用税については、平成30年度与党税制改正大綱において、今後長期的に検討することとされたが、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、特有の行政需要に対応するものであり、ゴルフ場所在地における地方の財政需要に対応する貴重な財源であることから、地方の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、現行制度を堅持すること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

## 九州・山口地域の産業政策について

我が国の景気は、緩やかに回復している。この流れを維持し、景気回復を確実なものにするためにも、地方における雇用の場の創出とともに、人手不足に対応する働き方改革にもしっかりと取り組んでいかなければならない。

世界に目を向けると、IoTやビッグデータ、人工知能（AI）等の技術革新とその活用による第4次産業革命の時代が到来しており、従来にないスピードで進む技術の進歩や経済社会の変化に適確に対応することが求められている。

このような中で、人々の暮らしを支える産業基盤を将来にわたって維持・発展させるため、産業政策は極めて重要である。

九州・山口地域は、アジアのゲートウェイ、全国有数の食料供給拠点、自動車や半導体関連・ロボット等の輸出型産業の集積という優位性に加え、エネルギーの産業化に向けた大きな可能性を持っている。

我々は、これらの特性を活かし、「九州・沖縄地方成長産業戦略」や「九州創生アクションプラン」をはじめとした産業振興施策を、官民一体となって推進するとともに、第4次産業革命の流れも積極的に取り込んで、経済の好循環の早期実現を図る所存である。

国においては、地方創生の要として地方がそれぞれの実情に応じ自主的に進める産業振興施策に対して、規制緩和や予算重点配分等によりスピード感を持って強力に支援するよう求める。

併せて、平成31年10月予定の消費税増税後の景気の落ち込み防止とともに、中小企業・小規模事業者等における円滑な軽減税率の導入や価格転嫁に対する支援充実について特段の配慮を求める。

## 1 力強い発展に向けた経済対策等

### (1) 人手不足対策と働き方改革への支援

労働力人口の減少による人手不足問題が顕在化し、景気回復への影響も懸念される中、地方を支える中小企業における多様な産業の担い手を確保し、その能力を最大限発揮することが重要である。そのため、職業訓練の拡充やキャリアアップ支援等の雇用対策はもとより、若者、女性、高齢者、障がい者等がともに働きやすく魅力ある職場づくり、留学生の就職に係る要件緩和など、地方における人手不足対策及び働き方改革の推進について、適切な支援を行うこと。

### (2) 第4次産業革命の地方への普及

人口減少の進行など地方が抱える社会的課題の解決や、地域経済の維持、発展に向け、第4次産業革命は地方からこそ推進する必要があることから、IoTやビッグデータ、人工知能（AI）等の先進的活用事例の情報提供やルール整備に努めるとともに、第4次産業革命を担う人材の育成及び地方への展開を促進すること。

また、企業、団体、地方自治体等による体制づくり、地方の特色あるプロジェクトへの挑戦や関連技術の実証を行うテストベッドの確保、ドローン産業の振興や実証実験に対し、資金面や規制改革等を通じた支援を行うこと。

### (3) 中小企業・小規模事業者の振興

中小企業・小規模事業者の持続的な発展を確保するため、事業承継や創業、海外展開、人材確保等に対する支援を強力に進めること。

また、地域を支える小規模事業者の活性化に向けては、県・市町村と商工会・商工会議所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法の見直しも視野に、小規模事業者やその活動を後押しする商工団体支援にあたって県と市町村が果たすべき役割を明確化すること。併せて、小規模事業

者支援法の見直し等を踏まえた伴走型補助金の十分な予算確保を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充すること。

## **2 農林水産業の競争力強化と持続的発展**

### **(1) 農林水産業の成長産業化**

九州・山口地域にとって農林水産業は主要な産業であり、産出額は全国の2割強を占めるなど、国内食料供給の重要な拠点となっている。

農林水産業の競争力強化に向け、6次産業化による農林水産物の高付加価値化や輸出等の取組を支援するため、予算の重点配分とともに、地域の実情に応じて柔軟な政策対応ができるよう、引き続き必要な予算確保を行うこと。

発効に向けて批准手続が進められている日EU・EPA及びTPP11については、牛肉、豚肉、木材等、基幹産業である農林水産業への影響が懸念される。そのため、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国際競争力の強化に資する予算を拡充し、安定財源の確保を含めた万全な対策を講ずるとともに、大綱に掲げられた施策等は協定の発効いかんに関わらず前倒しで実施すること。

また、二国間の輸出植物検疫協議など輸出相手国の規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化すること。

「スマート農業」については、ロボット技術やICT等の先端技術を活用した地方での先進的な取組に対し、規制改革等を通じた支援を行うこと。

### **(2) 農業の競争力強化のための基盤整備と農村環境の保全**

水田のフル活用を推進するため、水田畑地化等による野菜など高収益作物への転換に必要な機械・施設整備を支援すること。

農地の大区画化や、排水対策、水田の畑地化・汎用化や農業水利施設の機能向上・長寿命化や防災減災等、農業の競争力強化に必要な基盤整備が計画的に推進できるよう、十分な予算を確保すること。

また、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を図るため、農地情報の共有化、農地中間管理機構活用環境整備を進めるとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員などが実施する事業に必要な予算を十分に確保すること。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するため、営農や地域活動が着実に継続できるよう、多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度に係る十分な予算を確保すること。

また、鳥獣害対策の強化に向け、有害鳥獣の緊急捕獲活動や侵入防止柵の設置などに係る、地域が必要とする予算を確実に確保した上で、捕獲した鳥獣の利活用について適切な支援を行うとともに、簡易な埋設等の処理方法の検討を行うこと。

### **(3) 林業の成長産業化と森林環境の保全**

林業の成長産業化に向け、路網整備・機械導入や適切な再造林対策、CLT普及の加速化等、林業成長産業化総合対策を継続的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

森林環境税（仮称）創設や、新たな森林経営管理の仕組みの構築にあたっては、従来の森林計画制度との関係整理や県と市町村の役割分担、市町村の事業執行体制の確保等が円滑に進むよう、適切な措置を講じること。

また、分収林地の適正な管理を進めるため、森林整備法人等への支援を拡充すること。

各地域において大規模太陽光発電所建設による景観悪化等の課題への対応に苦慮していることから、統一的な判断ができるよう林地開発における基準や関係法令を整備すること。

### **(4) 水産物の生産体制の強化と環境改善**

増大するアジアの水産需要を取り込み、水産業を成長産業化するため、水産物の輸出を促進するとともに、省力・省コスト機器の導入促進など収益性の高い経営体への転換が進むよう十分な予算を確保すること。



また、我が国の漁業権益の確保及び水産物の安定供給のため、周辺諸国との漁業外交の強力な推進、外国漁船の違法操業に対する監視・取締体制の強化をすること。

有明海・八代海等においては、具体的な再生目標等を示し、必要な事業の創設・拡充及び予算確保を行うとともに、有機物・泥土の除去等の抜本的な対策について国が主体的に実施すること。

#### **(5) 被災した農林漁業者に対する再生支援**

農林水産業の生産活動の再生が迅速にできるよう、発生年度の翌年以降も被災農林漁業者の負担軽減について適切な措置を講じること。

また、被災農地の集積や畑地化、果樹園の移転、大区画化等の経営効率化や産地の拡大に取り組めるよう、特段の配慮をすること。

#### **(6) 家畜の伝染性疾病対策の推進**

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜の伝染性疾病が発生した際の侵入経路等の分析と発生原因の究明を行うとともに、水際防疫の徹底等、疾病の侵入防止対策やまん延防止対策を引き続き強化すること。

また、家畜伝染病対策は国が責任を持って取り組むべきものであることから、都道府県に義務づけされた家畜保健衛生所における検査精度管理体制の強化について必要となる予算措置を含め、適切な措置を行うこと。

### **3 エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の導入・産業化**

#### **(1) エネルギーの安定供給**

エネルギーの低廉かつ安定的な供給は、へき地や離島を含め、国民生活や経済活動を支える基盤となるものであることから、国においては、2030年エネルギーミックスの実現に向け、責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

## (2) 再生可能エネルギー等の導入拡大と産業化の促進

地熱・温泉熱やバイオマス、太陽光等、再生可能エネルギーの一層の導入を促進するため、系統への接続可能量の拡大等系統連系対策を計画的に進めるとともに、地熱・温泉熱や小水力等ベースロード電源の電力系統への優先接続等、必要な制度の見直しや、その特性を踏まえたきめ細かな支援を行うこと。

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」に基づく促進区域の指定にあたっては、既に地域で先行して進められている取組に十分に配慮すること。

また、再生可能エネルギー由来の水素製造の低コスト化等に関する技術開発・実証に一層の支援を行うとともに、水素ステーションの広域設置等、水素の利活用を促進し、関連産業の創出を推進すること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

## 九州・山口地域の地方創生に向けた 社会資本整備等について

国・地方を挙げて最大の課題である地方創生の推進は、地域間競争の側面も持つことから、その前提となる競争基盤を整えることが重要である。

しかしながら、現状は、地方を中心に高速道路等のミッシングリンクや新幹線整備の遅れ等があり、依然として地域間格差は解消されていない。

このため、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」の実現等に向けて、広域交通ネットワークの整備をはじめ、基盤となる社会資本の整備を迅速かつ着実に進めていかなければならない。

また、離島や半島、山村等の条件不利地域を多く抱える九州・山口地域において、地方創生回廊を補完し、その効果を地域の隅々まで行き渡らせるためにも、地域公共交通の維持・確保が重要である。高齢者や学生等の交通弱者、離島島民等、地域住民の利便性向上に向けた取組の強化が求められる。

もとより、国民の命と暮らしを守り、我が国の経済・社会活動を維持・発展させるためには、強靱な国土づくりが重要である。

生活や経済の基盤である社会資本が整い、機能的に維持されるよう、公共土木施設等の長寿命化や老朽化対策、並びに災害からの復旧・復興にスピード感を持って取り組む必要がある。

国においては、九州・山口地域の地方創生の加速、一体的・持続的な発展に向け、国と地方が一体となった社会資本整備等に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

## 1 高規格幹線道路・地域高規格道路の迅速かつ着実な整備

東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、西九州自動車道、南九州西回り自動車道、那覇空港自動車道、山陰自動車道といった「高規格幹線道路」のミッシングリンクの早期解消を図ること。加えて、高規格幹線道路の暫定2車線区間については、交通状況や地域の実状を踏まえ、4車線化を早期に実現すること。

また、中九州横断道路、下関北九州道路、都城志布志道路及び有明海沿岸道路等、高規格幹線道路を補完するとともに、地域の交流・連携・連結機能を強化する「地域高規格道路」の整備促進に必要な予算総額を確保し、事業中区間の早期供用開始、並びに未着手区間の早期事業化を図ること。

## 2 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ

全国で整備新幹線の建設が進捗していることを踏まえ、東九州新幹線の早期整備に向けた新たな整備計画策定の調査実施や、整備計画路線への格上げ及び所要の整備財源を確保すること。

## 3 港湾の整備促進

地域の基幹産業を支える港湾物流の効率化及び企業活動の活性化に直結する国際拠点港湾や重要港湾等における港湾施設の整備促進を図ること。

また、広域物流拠点の整備や機能強化に対する支援制度を創設するなど、モーダルシフトに対応し地方の港湾のポテンシャルを高める取組を支援すること。

さらに、地域の活性化に寄与する大型クルーズ船の受入環境改善のため、既存施設を有効に活用しつつ、旅客船ターミナルや係留施設の整備やクルーズ客の円滑な周遊を可能とする環境整備等、ハード・ソフト両面における取組の推進を図ること。

離島においては、地域経済の活性化や雇用、住民生活の安定を図るための有効な手段となることから、ターミナル機能の強化など島の玄関口となる港湾・漁港の整備促進を図ること。

#### **4 社会資本の老朽化対策**

今後、急速な老朽化の進行が見込まれる社会資本について、適切に維持管理・更新を実施していくための予算を継続的に確保するとともに、維持管理・更新に係る技術開発や技術者の育成を推進すること。

また、河川、砂防、港湾、公園施設及び下水道等の修繕・更新にあたっては、定期の点検等が重要なことから、支援の対象を点検にまで広げるとともに、交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げ等、財政措置の拡充を図ること。

#### **5 地域公共交通機関維持・確保に向けた支援**

鉄道路線、バス路線、離島航路及び離島航空路線等の地域公共交通機関は、日常生活の維持や地方創生の観点からも必要不可欠であり、交通事業者の努力だけでは路線の維持が困難な事例も生じているため、交通機関の利便性向上や交通事業者の収益性向上等、地域が効果的な取組を推進できるよう支援策を講ずるとともに、路線の維持・確保を図るために必要な現行制度の維持と予算を確保すること。

また、交通事業者が大規模なダイヤ改正等を実施する場合には、地域への影響が大きいことから、関係自治体との事前協議など丁寧な対応を行うよう交通事業者に対して指導及び助言をすること。

## 6 被災鉄道の早期復旧に向けた支援

平成29年九州北部豪雨で被災したJR日田彦山線は、地域住民の生活を支える重要な移動手段であるとともに、観光においても重要なルートであることから、九州旅客鉄道株式会社による早期復旧に向け、特段の配慮をすること。

また、平成28年熊本地震で被災したJR豊肥本線や南阿蘇鉄道についても、早期復旧に向け、引き続き財政面をはじめ全面的な支援を行うこと。

## 7 高速道路を賢く使うための料金体系の検討

一部に無料区間が存在する東九州自動車道等では、料金の長距離逓減割引が通算されないなどのために、利用者が割高な料金を負担していることから、引き続き高速道路を賢く使うための料金体系の検討を進めること。

## 8 九州・山口地域の一体的な交通ネットワークの構築

交流人口の拡大などを通じた地域活性化を図り、地方創生をさらに推進するため、全国新幹線鉄道整備法の整備スキームを参考にした沖縄鉄軌道の事業化に向けた取組など、九州・山口地域の一体的な交通ネットワークの構築を推進すること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

## 大規模広域災害に備えた防災・減災対策等について

近年、地震や風水害などの自然災害が激甚化し、被災県単独では対応困難な大規模かつ広域的な災害が頻発している。予見できない自然災害へ備えるため、防災・減災対策の重要性はますます高まっている。

九州・山口地域においては、平成28年熊本地震で多くの尊い人命が奪われ、多数の家屋崩壊や道路・鉄道の寸断など甚大な被害をもたらした。また、平成29年7月九州北部豪雨では甚大な水害・土砂災害が発生した。

この他、平成27年5月には口永良部島、平成30年3月には霧島山（新燃岳）で爆発的噴火が発生し、今後も噴火の可能性があるので、警戒が必要である。

加えて、近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震においても、九州・山口地域は甚大な被害が想定されている。

地域住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を将来にわたって維持するためには、道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸、上下水道、都市公園やダム等の社会インフラに加え、重要な産業施設等の防災・減災対策を計画的かつ重点的に講じ、強靱な国土づくりを迅速に進める必要がある。

また、陸続きでない沖縄県については、防災上不利な地理的条件にあることから、特段の配慮が必要である。

国においては、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興に継続して重点的に取り組むとともに、今後起こり得る大規模広域災害に備えた、国と地方が一体となった防災・減災対策等に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

## 1 大規模広域災害に備えた防災・減災対策

### (1) 南海トラフ地震等の大規模広域災害への対応

南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、津波避難施設や河川・海岸施設等の整備並びに地方の応急対策に資する取組が進められるよう、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充等を講じるとともに、産業・雇用の中核であり、かつ災害時にも重要な役割を担うコンビナート施設等への災害予防対策を強化すること。

さらに、国土強靱化を進め、迅速な復旧・復興を支援する広域防災拠点などの関連インフラの整備を加速させるため、緊急防災・減災事業債の対象の更なる拡充を図り、財政支援を強化すること。

加えて、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討WGにおいて早急に具体的な防災対応の内容を示すととともに、国民への迅速・正確な震度・津波情報等の提供及び緊急的な防災体制の確立に資するため、南海トラフの西側の領域における地殻変動や地震津波の観測・監視体制の早期整備と震度情報ネットワークの再構築など、地震観測体制の充実強化に取り組むこと。

### (2) 災害に強い道路ネットワークの構築

平成28年熊本地震では、過去の災害を契機に強固に改良された国道や道路ネットワークを活用して、九州東部からのガソリン供給のほか、九州・山口各地域からの物資供給が可能となったことから、災害に強い国土づくりに向けたリダンダンシー確保の重要性が再認識されたところである。

については、九州横断自動車道延岡線や南九州西回り自動車道などの高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消、暫定2車線区間の4車線化はもとより、中九州横断道路、下関北九州道路、都城志布志道路及び有明海沿岸道路等の地域高規格道路や、これらを補完する道路の整備推進・耐震対策に必要な予算を確保すること。



また、台風や豪雨災害などに伴う道路の損壊や通行止めにより、中山間地を中心に多くの集落が孤立する現状があることから、孤立防止を図るための予算を確保すること。

### **(3) 広域的な物流拠点の整備等に向けた支援**

平成28年熊本地震では、県の広域防災活動拠点が被災し使用不能となる状況が生じたことから、国を主体とする救援物資保管施設等の整備を進めること。

また、九州・山口各県では、近隣県の物資集積拠点の相互利用や、補完的施設としての民間物流施設の活用について検討を進めていることから、広域的な物資集積拠点の整備や物流体制の構築に向けた取組に対し、支援を行うこと。

加えて、陸続きでない島しょ部は、輸送交通手段が限られるなど、地理的制約があることから、人や物資の輸送方法をはじめとする島しょ部への支援、とりわけ沖縄県への広域応援のあり方について、国としても検討を進めること。

### **(4) 水害防止対策**

近年、頻発する大規模な水害の発生・拡大防止を図るため、ダム事業の早期着工・完成及び河川改修事業、高潮対策事業の推進に十分な予算を確保するとともに、直轄河川管理区域における堤防の漏水・浸透防止対策等の予防的なハード対策を早期に実施すること。

また、度重なる被災状況を踏まえ、再度災害防止の観点から中小河川等の幅広い改良復旧が可能となるよう、補助要件を緩和すること。

加えて、想定し得る最大規模の洪水等から迅速な避難体制を構築し人命を守るため、水防法改正に伴う浸水想定区域の見直し等に対する財政措置の拡充を図ること。

## **(5) 土砂災害対策**

平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨の経験等を踏まえ、がけ崩れや林地崩壊、土石流等の土砂・流木災害の発生を防止するため、砂防事業や治山事業、森林整備事業等を推進する十分な予算を確保すること。

特に、流木化する可能性の高い立木を伐採し、広葉樹林化・針広混交林化を進めるなど、地方が行う災害に強い森林づくりに対する支援を行うとともに、流木捕捉効果の高いスリットダムの整備等、下流域への土砂・流木の流出対策に対する支援を着実に推進すること。

さらに、土砂災害警戒区域等の早期指定・追加指定のために実施する基礎調査については、国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当等、財政支援の拡充を図ること。

## **(6) 火山災害対策**

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化や予知に関する技術開発を進めるとともに、観測機器の整備や機能強化、避難体制の構築等に対する財政支援を拡充すること。

また、降灰などが断続的に続いている地域では、農林水産業や観光業等への被害や悪影響が生じていることから、風評被害も含めた対策への支援を強化すること。

## **(7) 海洋ごみ及び水底土砂対策**

海域を漂流する流木等や堆積した土砂・瓦礫については、漁業や船舶の航行への影響が非常に大きいことから、海洋ごみの回収・処理等を継続的に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、海底に堆積した土砂の速やかな回収・処理等、一層の対策を講ずること。

また、豪雨等の災害により、漁場に流れ込んだ流木や堆積した土砂・瓦礫の除去について、災害復旧事業の対象となるよう、制度を創設・拡充すること。

## **(8) 災害救助法制度の見直し**

都道府県の裁量による適時的確な応急救助が可能となるよう、救助の期間や資金使途などの制約の撤廃等を行うとともに、家屋被害認定調査などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般に係る国庫負担率の引上げなど、既存法律等の見直しを行うこと。

## **(9) 被災者生活再建支援制度の見直し**

現行の被災者生活再建支援制度は、同一の災害で住宅等が被災しても、市町村の全壊世帯数により、適用されない市町村が生じる等の問題があることから、一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、関連する被災市町村も含めて支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

さらに、被災者支援の観点から、支援金を拡充し、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とするとともに、住宅だけでなく、宅地の復旧や店舗兼住宅等も支援対象とするほか、住宅被害が少なく被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当しない場合であっても、火山噴火等により避難が長期にわたり継続する場合は支援金を支給するなど、制度の見直しを図ること。

加えて、制度の見直し等が行われるまでの間、国の制度の対象外となっている被災者に対し、地方が独自に支援する場合には、地方への財政支援を行うこと。

併せて、被災者の意向に沿った住まいの再建ができるよう、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設すること。

## **(10) 建築物の耐震化に対する支援**

不特定多数の者が利用する大規模建築物は、災害時の避難所等としての機能も期待されるため、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方の負担の大きさが課題となっていることから、大規模建築物の耐震設計及び耐震改修に係る費用について

て、必要な予算を確保するとともに、地方への財政支援の拡充等を図ること。

また、災害時において重要な拠点となる防災拠点建築物や避難路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に係る費用についても、同様の対策を講ずること。

さらに、平成28年熊本地震を教訓として、救急病院や福祉避難所も含めた避難所として活用される施設の耐震化や建替えに要する費用への補助制度を創設すること。

## **2 平成28年熊本地震の経験を踏まえた復旧・復興までの持続的な支援**

被災者の生活再建や災害復旧・復興等には、長い年月と多額の経費を要することから、今後の本格的な復旧・復興に向けて、中長期的な財政措置の継続や予算の確保など、引き続き地方負担を最小化するために必要な措置を講じること。

また、平成28年熊本地震対応のため講じられた特別な財政措置等で、今後の大規模災害発生時に必要不可欠なものは勿論のこと、新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設を含めて常設化し、被災自治体が復旧・復興の取組に注力できるような仕組みを構築すること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

## 国際スポーツ大会の開催や事前キャンプ 誘致に対する支援等について

九州・山口地域においては、福岡県、熊本県、大分県で開催されるラグビーワールドカップ2019や熊本県での2019女子ハンドボール世界選手権大会等が相次いで開催される。また、2020年には、世界最大のスポーツ・文化の祭典である東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、全国的にも国際スポーツ大会を契機とした景気浮揚などが見込まれている。さらに、翌年には、福岡県で第19回国際水泳連盟世界選手権が開催されるなど、スポーツへの関心がますます高まり、九州・山口各県の観光振興の大きなチャンスになることが期待され、機運醸成や誘客促進等の取組を進めているところである。

国際スポーツ大会の開催や事前キャンプの受入れは、国内外からの誘客を通じて、多くの人々に対して、九州・山口各県の豊かな自然や歴史・文化、食などを発信できるとともに、国際交流の活性化や交流人口の拡大が促進されることから、地方創生に大きな役割を果たすものと期待される。

国においては、これらの取組が地方創生をより一層推進し、九州・山口各県が平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨災害から力強く復興する姿を国内外にアピールする絶好の機会になることも踏まえ、以下の項目について適切な措置を講ずるよう強く求める。

## 1 国際スポーツ大会の機運醸成と誘客促進、競技普及の促進

国際スポーツ大会の効果を最大化するため、国を挙げて、大会の機運醸成を図るとともに、国内外への観光情報の発信や誘客対策等について支援すること。

特に、九州・山口地域の訪日外国人旅行者はアジア圏が中心であることから、客層を多様化するために、欧米・大洋州に向けた取組への支援を充実すること。

また、競技普及に向けた取組について支援を行うとともに、大会後もそのレガシーが国内外に広がるよう、継続的な支援を講ずること。

## 2 施設整備、事前キャンプ誘致等への支援

ラグビーW杯や2019女子ハンドボール世界選手権大会、第19回国際水泳連盟世界選手権等、九州・山口地域における国際スポーツ大会の開催に向けた施設整備や改修、事前キャンプの誘致に関する取組等を積極的に支援すること。

## 3 訪日外国人旅行者の受入れ環境の充実

訪日外国人旅行者の増加に向けて、入国審査の迅速化や標識の多言語化、キャッシュレス対応の促進等、受入環境の整備や観光の魅力向上に向けた取組を一層充実・強化すること。

平成30年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞